

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 明峰会

社会福祉法人明峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬からこの報酬額を除して得た金額を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、評議員が同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬からこの報酬額を除して得た額を支払うものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 別表1による報酬は、その業務がおおむね4時間を超える場合において支給するものとし、その業務内容及び時間により減額することがある。

6 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他の費用
実 費	10,000円	5,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	備 考
理 事 会 出 席 報 酬 等	5,000円	
評 議 員 会 出 席 報 酬 等	5,000円	
評 議 員 選 任 解 任 委 員 会 報 酬 等	5,000円	

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酉 等 (日額)	10,000円	10,000	
常 務 理 事 業 務 報 酉 等 (日額)	8,000円	10,000	職員との兼務がない場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酉 等 (日額)	8,000円	10,000	
監 事 監 察 指 導 報 酉 等 (日額)	20,000円	10,000	

但し、その業務が4時間以上の場合の支給額とする。

役員等報酬及び費用弁償規程

(平成18年11月1日制定 規則第 7号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明峰会（以下「法人」という。）定款第8条第3項の規定に基づき、法人の役員、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員に対して報酬を支給する。

- 2 法人の役員等に対して次の業務に従事した場合に報酬を支給する。
 - (1) 理事会で決定された特別な業務への従事
 - (2) 法人を代表しての諸行事・会議等への出席
 - (3) 法人の役員を代表しての諸行事・会議等への出席
- 3 第1項及び前項の規定は、役員等が職員である場合には適用しない。
また、業務の主催者等から報酬相当額が支払われた場合にも適用しない。
- 4 第1項の報酬の額は理事会で定め、毎月10日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。
- 5 第2項の報酬の額は、日額10,000円を上限とし、業務の都度支払う。
ただし、連続して業務に従事する場合には、月単位で支払うことができる。
- 6 前条とは別に、役員が常勤職員として従事した場合には、月額200,000円を上限として支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

- ただし、業務の主催者等から費用弁償額相当額が支払われた場合には、これを弁償しない。
- 2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、役員等の居住地から計算し算定された交通費の実費額及び宿泊料とする。
 - 3 費用弁償は、業務の都度支払う。
ただし、連続して旅行した場合等には、月単位で支払うことができる。

(改正)

第5条 この規程の改正については、理事会・評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。